

香川県報



第 76 号

平成 17 年

9月27日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

●香川県環境影響評価条例施行規則及びみどり豊かであるおのいる県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則	（環境・水政策課 みどり保全課）	一
●香川県オリーブ公園規則の一部を改正する規則	（農業生産流通課）	二
●香川用水記念公園規則の一部を改正する規則	（土地改良課）	二
告 示		
生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定	（健康福祉総務課）	六
生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出	（ "	（ "
生活保護法の規定による指定介護機関の事業所の名称等の変更の届出	（ "	（ "
生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定	（ "	（ "
介護保険法の規定による事業者及び施設の指定	（長寿社会対策課）	七
昭和六十三年香川県告示第七百二号（漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定）の一部改正	（水産課）	八
●水防法の規定による水位情報の通知及び周知を行う河川の指定（河川砂防課）	（ "	（ "
河川区域の廃止による廃川敷地等の発生	（ "	（ "
平成十七年香川県告示第五百七十八号（河川区域の廃止による廃川敷地等の発生）の一部訂正	（ "	（ "

規則

香川県環境影響評価条例施行規則及びみどり豊かであるおのいる県土づくり条例施行

規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月二十七日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第九十号

香川県環境影響評価条例施行規則及びみどり豊かであるおのいる県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則

（香川県環境影響評価条例施行規則の一部改正）

第一条 香川県環境影響評価条例施行規則（平成十一年香川県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項イ中「第四項、第七条の十二第一項」を「第六項、第十条第一項」に、「第八条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同項二を削り、同項水を同項二とし、同表の三の項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は本州四国連絡橋公団法第三十一条第一項の規定に基づく工事実設計画の認可の申請」を削る。

（みどり豊かであるおのいる県土づくり条例施行規則の一部改正）

第二条 みどり豊かであるおのいる県土づくり条例施行規則（平成十五年香川県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホを削り、ヘを二とし、トをホとする。

附則

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

香川県オリーブ公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月二十七日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第九十一号

香川県オリーブ公園規則の一部を改正する規則

香川県オリーブ公園規則（昭和六十三年香川県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条」を「第二条第六項及び第三条」に改める。

第二条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の許可をしないことができる。
一 オリーブ公園の風紀若しくは秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

二 オリーブ公園の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 その他オリーブ公園の管理上支障があると認められるとき。

第五条の前の見出し及び同条を削り、第四条を第五条とする。

第三条中「前条」を「第二条第一項又は第二項」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(許可の取消し等)

第三条 知事は、前条第一項又は第二項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又はその行為の停止を命ずることができる。

一 この規則の規定に違反し、又は知事の指示に従わなかつたとき。

二 偽りその他不正の手段により前条第一項又は第二項の許可を受けたとき。

三 前条第三項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

四 前条第四項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

第六条に見出しとして、「(入園の拒否等)」を付し、同条中「他のオリーブ公園の利用

者に迷惑をかける行為をする者又はオリーブ公園の管理上支障があると認められる者に対し」を、「次の各号のいずれかに該当する者に対しては」に改め、同条に次の各号を加える。

一 この規則の規定に違反し、又は知事の指示に従わなかつた者

二 他人に迷惑を及ぼした者又は及ぼすおそれがある者

三 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品を携帯する者

四 その他オリーブ公園の管理上支障があると認められる者

第七条の見出しを、「(補則)」に改め、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

(指定管理者による管理の基準等)

第七条 香川県オリーブ公園条例第二条第六項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にオリーブ公園の運営を行うこと。

二 オリーブ公園の維持管理を適切に行うこと。

三 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 香川県オリーブ公園条例第二条第六項の規則で定める業務は、オリーブ公園の維持管理、オリーブ公園内でのオリーブの栽培管理、隣接する内海町オリーブ公園との一体的運用を図るための連絡調整その他オリーブ公園の運営に関する業務とする。

3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第五条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 オリーブ公園の管理を指定管理者に行わせることとした場合における次条に規定する事項については、同条の規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(香川県出先機関事務決裁規則の一部改正)

2 香川県出先機関事務決裁規則(昭和四十四年香川県規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第四の二十五の表一の項第一号中「三項」を「から四項まで」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「五条」を「三条」に改め、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

3 公園の保全等のため、公園の利用を禁止し、又は制限すること。
(規五条)

別表第四の二十五の表一の項第四号中「公園の利用者に迷惑をかける行為をする」を「規則の規定に違反した」に改める。

香川用水記念公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年九月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十二号

香川用水記念公園規則の一部を改正する規則

香川用水記念公園規則（平成九年香川県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条」を「第二条第六項及び第三条」に改める。

第五条第一項中「知事の」を「香川用水記念公園内行為許可申請書（第一号様式）」を知事に提出してその「」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、香川用水記念公園内行為変更許可申請書（第二号様式）を知事に提出してその許可を受けなければならない。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（指定管理者による管理の基準等）

第七条 香川用水記念公園条例第二条第六項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に公園の運営を行うこと。
 - 二 公園の維持管理を適切に行うこと。
 - 三 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 香川用水記念公園条例第二条第六項の規則で定める業務は、公園の維持管理及び運営に関する業務とする。
- 3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における前条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。
- 4 公園の管理を指定管理者に行わせることとした場合における第一条、第三条及び次条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。
- 附則の次に次の二様式を加える。

香川用水記念公園内行為許可申請書

香川県知事

殿

年 月 日

申請者 住所
氏名

印

(法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

香川用水記念公園内における行為の許可を受けたいので、香川用水記念公園規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

目 的	
内 容	
期間及び時間	
行為の場所	
利 用 面 積	

- 注 1 目的の欄には、何々の販売、何々のための写真撮影、何々のための募金等の行為の目的を具体的に記載してください。
- 2 内容の欄には、物品の販売をする場合にあつては販売品目及び従事する人数を、写真撮影をする場合にあつては撮影機の台数及び従事する人数を、催しを行う場合にあつては有料又は無料の別、従事する人数及び参加する人数を、その他の場合にあつてはその内容を具体的に記載してください。
- 3 行為の場所の欄には、公園内の施設の名称等を具体的に記載してください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第2号様式(第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

香川用水記念公園内行為変更許可申請書

香川県知事

殿

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

㊞

(法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

香川用水記念公園内における行為の変更許可を受けたいので、香川用水記念公園規則第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

	変 更 前	変 更 後
変更の内容		
変更の理由		

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

香川県告示第五百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年九月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成一七、八、二四	米岡医院	小豆郡内海町西村甲一〇七八番地一
平成一七、九、一	大川調剤薬局	小豆郡土庄町淵崎甲二〇三二番地八
平成一七、九、一	ファーマシイ観音寺薬局	観音寺市植田町一〇〇八番地一

香川県告示第五百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年九月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃 止 年 月 日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、七、三一	医療法人社団あかつき会山下内科医院 善通寺市善通寺町五丁目六番二八号	医療法人社団あかつき会 善通寺市善通寺町五丁目六番二八号	介護療養型医療施設

平成一五、五、二二	医療法人社団ひかり会河内病院 仲多度郡多度津町青木一三〇番地一	医療法人社団ひかり会 仲多度郡多度津町青木一三〇番地一	介護療養型医療施設
-----------	------------------------------------	--------------------------------	-----------

香川県告示第五百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成十七年九月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変 更 年 月 日	事業所（施設）の名称及び所在地		事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
	変 更 前	変 更 後		
平成一七、九、一	株式会社コムスングリーン タウン高瀬ケアセンター 三豊郡高瀬町大字下勝間字六ツ松一二五 一七五	株式会社コムスン高瀬町ケアセンター 三豊郡高瀬町大字下勝間字六ツ松一二五 一七五	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目一〇番一号	訪問介護
平成一七、九、一	株式会社コムスン坂出マリンケアセンター 坂出市谷町一丁目四番二号	株式会社コムスンさかいで谷町ケアセンター 坂出市谷町一丁目四番二号	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目一〇番一号	訪問介護

香川県告示第五百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年九月二十七日

香川県知事 真鍋武紀

指定年月日	平成一七、八、二三	事業所(施設)の名称及び所在地	幸楽指定訪問介護事業所 香川郡香南町大字横井九〇五番地二	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	空港タクシー有限会社 香川郡香南町大字横井九〇五番地二	サービスの種類	訪問介護
平成一七、八、一一	指定短期入所生活介護事業所あすか東かがわ東かがわ市三本松一―九九番地一	株式会社アイ・デイー・エム 高松市桜町一丁目三六一番地四	短期入所生活介護				
平成一七、七、一	介護ショップあすか東かがわ市川東一〇六番地三	株式会社アイ・デイー・エム 高松市桜町一丁目三六一番地四	福祉用具貸与				
平成一七、九、一	豊栄プランニング丸亀市今津町三七〇番地五	有限会社豊栄プランニング 丸亀市今津町三七〇番地五	居宅介護支援事業				

香川県告示五百九十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年九月二十七日

香川県知事 真鍋武紀

介護保険事業所番号	三七七〇一 〇三七八〇	事業所の名称及び所在地	ケアサポート檀高松市檀紙町一四八九	申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	有限会社オフィス檀 代表取締役 村尾純子	指定年月日	平成十七年九月十五日	サービスの種類	居宅介護支援
-----------	----------------	-------------	-------------------	---------------------------	-------------------------	-------	------------	---------	--------

番地一

高松市檀紙町一四八九番地一

〃

通所介護
居宅介護
支援

三七七〇一 〇三七九八	ツクイ高松林町高松市林町一六三二	株式会社ツクイ 代表取締役 津久井賢六 香川郡横浜市港南区上大岡西一丁目六番一 号	〃	通所介護
三七七〇一 〇三八〇六	アイリスケアセンター 福岡町 高松市福岡町二丁目一 四番一六号	株式会社ニチイ学館 代表取締役 寺田明彦 東京都千代田区神田駿 河台二丁目九番地	〃	通所介護
三七六〇一 九〇二二八	高松市塩江病院訪問看護ステーション 高松市塩江町安原上東 九九番地一高松市国民 健康保険塩江保健福祉 総合施設内	高松市 高松市長 増田昌三 高松市番町二丁目八番 一五号	平成十七年 九月二十六 日	訪問看護
三七七〇一 〇三八一四	社会福祉法人高松市社会福祉協議会塩江 高松市塩江町安原上東 九九番地一	社会福祉法人高松市社会福祉協議会 会長 矢野輝男 高松市福岡町二丁目二 四番一〇号	〃	訪問介護 居宅介護 支援

香川県告示第五百九十五号

昭和六十三年香川県告示第七百二二号(漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成十七年九月二十七日

香川県知事 真鍋武紀

のり等養殖業(のり養殖)の表中「王越漁業協同組合」を「旧王越漁業協同組合」に改める。

香川県告示第五百九十六号

水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十三条第二項の規定により、水位情報の通

知及び周知を行う河川を次のとおり指定する。

平成十七年九月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

河川の名称		区 域		指 定 年 月 日	
二級河川 新川水系 新川	左岸	木田郡三木町大字上高岡字高原二六三 七番三地从海まで	右岸	木田郡三木町大字上高岡字高原二二四 八番一〇地从海まで	平成十七年九月二十七日
二級河川 新川水系 春日川	左岸	高松市西植田町字大亀六三四番二二地 先から新川合流点まで	右岸	高松市西植田町字城ヶ谷一四九五番四 地先から新川合流点まで	平成十七年九月二十七日
二級河川 綾川水系 綾川	左岸	綾歌郡綾上町山田上字栗原甲二一〇四 番二地从海まで	右岸	綾歌郡綾上町山田上字柳谷甲二〇〇六 番地先から綾歌郡綾南町大字滝宮字瀧 一三三番一地从海まで	平成十七年九月二十七日
二級河川 金倉川水系 金倉川	左岸	仲多度郡満濃町大字神野字神野四五番 六地先から海まで	右岸	仲多度郡満濃町大字神野字神野一七一 番地先から海まで	平成十七年九月二十七日
二級河川 財田川水系 財田川	左岸	三豊郡財田町財田上字雉子尾一八三五 番二地从海まで	右岸	三豊郡財田町財田上字三の瀬三九四六 番二地从海まで	平成十七年九月二十七日

香川県告示第五百九十七号
河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、香川県土木部河川砂防課及び香川県西讃土木事務所総務課において縦覧に供する。

平成十七年九月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 河川の名称

二級河川高瀬川水系乙田川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十七年九月二十七日

三 廃川敷地等の位置

三豊郡高瀬町大字上高瀬字上ノ荘四二五番一地从海まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 三九八・二二平方メートル

香川県告示第五百九十八号

平成十七年香川県告示第五百七十八号（河川区域の廃止による廃川敷地等の発生）の一部を次のように訂正する。

平成十七年九月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 4中「土地 一七二・七七平方メートル」を「土地 二二三・七七平方メートル」に訂正する。

